

川崎市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 8 号

川崎市公文書管理規則の一部を改正する規則

川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（取得した紙による文書の電子正本化）

第5条の2 所管部局の職員が職務上取得した紙による文書（完結した公文書（以下「完結文書」という。）及び市長が定めるものを除く。）については、別に定めるところにより、当該文書をスキャナにより読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）をもって代えることができる。

2 前項の規定による電子正本の作成に用いた紙による文書については、当該文書の保存期間にかかわらず、第7条第1項ただし書に規定する特に軽易な公文書とみなして保存するものとする。

第8条第1項中「完結した公文書（以下「完結文書」という。）」を「完結文書」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が定めるものにあつては、この限りでない。

第9条に次の1項を加える。

3 第5条の2第2項の規定は、前項の規定による同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第9条第2項本文」と、「電子正本の作成に用いた紙による文書」とあるのは「内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に用いた完結文書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。